

負担金徴収猶予基準

対 象	猶 予 期 間	猶 予 額
生活困窮のためただちに負担金を納付することが困難であると認められる受益者	市長が認める期間（毎年度更新するものとする）	全 額
田・畑・山林その他これに準ずる土地（但し土地の状況により宅地と認められるものを除く）にかかる受益者	宅地として使用し、または使用できる状態にあると認められるまでの期間	全 額
災害等により負担金を納付することが困難であると認められる受益者	被害の程度に応じ４年を限度として市長の認める期間（毎年度更新するものとする）	全 額
係 争 地	受益者の決定（判定）の日までの期間	全 額
市長がその状況により特に徴収猶予が必要であると認められる受益者	市長が認める期間	市長が認める額

負担金減免基準

対 象 と な る 土 地	減免の割合（％）
１．国の所有または使用にかかる土地 ① 国立学校用地 ② 国立社会福祉施設用地 ③ 警察法務収容施設用地 ④ 一般庁舎用地 ⑤ 国立病院用地 ⑥ 企業用財産となっている用地 ⑦ 有料の国家公務員宿舎用地 ⑧ 普通財産である土地	75 75 75 50 25 25 25 0
２．地方公共団体の所有または使用にかかる土地 ① 公立学校用地 ② 公立社会福祉施設用地 ③ 一般庁舎用地 ④ 公立病院用地 ⑤ 地方公共団体が経営する企業用財産となっている土地 ⑥ 有料の職員宿舎用地 ⑦ 普通財産である土地	75 75 50 25 25 25 0
３．生活保護法により生活扶助を受けている者がその生活の用に供している土地	100